平成 29 年第 3 回蟹江町議会定例会会議録

招	集	年	月	日	平	成29年	三9月	9月22日 (金)						
招	集の場所			蟹江町役場 議事堂										
開	会 (開 議) 9月22日 午前9時00分宣告(第5日)													
					1番	松	本	正	美	2番	板	倉	浩	幸
					3番	飯	田	雅	広	4番	石	原	裕	介
	応 招				5番	水	野	智	見	6番	戸	谷	裕	治
応			議	員	7番	伊	藤	俊	_	8番	黒	Ш	勝	好
					9番	中	村	英	子	10番	佐	藤		茂
					11番	吉	田	正	昭	12番	奥	田	信	宏
					13番	安	藤	洋	_	14番	髙	阪	康	彦
不	応	招	議	員										

	常	町長	横江 淳一	副町長	河瀬 広幸
	政 策 推 進 室	室 長	岡村 智彦	次長兼 なる 表興課長	伊藤 保光
	総 務 部	部 長	江上 文啓	次 長 兼 安心安全 課	伊藤 啓二
		総務課長	浅野 幸司		
		部 長	橋本 浩之	次 長 兼環境課長	江場 満
	民 生 部	次 長 兼 保険医療 課	寺西 孝	子 育 て 推進課長	鈴木 敬
地方自治法第		健康推進課 長	小島 昌己	住民課長	中村和恵
121条の規定		高齢介護課 長	戸谷 政司		
により説明のため出席した	産 業 建 設 部	部長	伊藤 保彦	次 長 兼 土木農政	伊藤 光彦
者の職氏名	建設部	まちづく 進 表	肥尾建一郎		
	会計管理室	会計管理 者兼会計 管理室長	佐藤 正浩		
	上下水道部	次 長 兼水道課長	伊藤和孝	下 水 道課 長	加藤 満政
	消防本部	消防長	奥村 光司	次 長 兼 消防署長	佐藤 安英
	教育委員 会事務局	教育長	石垣 武雄	次 長 兼教育課長	黒川静一
	会事務局	生涯学習課 長	松井 督人		
	委員長及び委員	監査委員	平野 正雄		
本会議に職務 のため出席し た者の職氏名	議 会 事 務 局	局 長	金山 昭司	書 記	飯田 和泉

議事日程

議長は、次のとおり議事日程を配付した。 (会議規則第21条)

- 日程第1 議案第26号 表彰について 日程第2 議案第29号 平成29年度蟹江町一般会計補正予算(第2号) 日程第3 議案第30号 平成29年度蟹江町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号) 日程第4 議案第31号 平成29年度蟹江町介護保険管理特別会計補正予算(第1号) 日程第5 議案第32号 平成29年度蟹江町コミュニティ・プラント事業特別会計補正予算 (第1号) 議案第33号 平成29年度蟹江町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算(第 日程第6 1号) 日程第7 議案第34号 平成29年度蟹江町水道事業会計補正予算(第1号) 日程第8 議案第35号 平成29年度蟹江町下水道事業会計補正予算(第1号) 日程第9 認定第1号 平成28年度蟹江町一般会計歳入歳出決算認定について 日程第10 認定第2号 平成28年度蟹江町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定に ついて 日程第11 認定第3号 平成28年度蟹江町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について 日程第12 認定第4号 平成28年度蟹江町介護保険管理特別会計歳入歳出決算認定につい 7 日程第13 認定第5号 平成28年度蟹江町コミュニティ・プラント事業特別会計歳入歳出 決算認定について 日程第14 認定第6号 平成28年度蟹江町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定につ いて

日程第17 発議第2号 道路整備の長期安定的な財源確保についての意見書の提出につい 7

日程第16 認定第8号 平成28年度蟹江町水道事業会計利益の処分及び決算認定について

日程第15 認定第7号 平成28年度蟹江町後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算

日程第18 閉会中の所管事務調査及び審査について

認定について

○議長 奥田信宏君

皆さん、おはようございます。

蟹江町は先日の台風も大過なく終わりましたが、各地の被災された皆さんには心からお見 舞いを申し上げたいと思います。

それでは、議員の皆さん、そして理事者の皆さんには定刻前にご参集をいただきまして、 まことにありがとうございます。

本日は、平成29年第3回蟹江町議会定例会の最終日です。ご協力をよろしくお願いをいた します。

お手元に、発議第2号の意見書提出議案、総務民生常任委員会の審査報告書、平成29年度 愛知県マーチング大会結果、議員には平成28年度教育委員会点検評価報告書、決算審査にて 請求のありました資料が配付をしてあります。

議員の皆さんにお願いがあります。本日、申請に基づき、出席議員、タブレットの持ち込みの許可をいたしております。毎回ですが、利用される議員の皆様には、傍聴人の方々に誤解を与えない利用形態としていただきますようお願いを申し上げます。

ここで、教育長から行政報告の申し出がありましたので、許可をいたします。

○教育長 石垣武雄君

おはようございます。

議長のお許しをいただきましたので、愛知県マーチング大会の結果についてご報告を申し 上げます。

愛知県マーチング大会は、9月18日月曜日、名古屋の日本ガイシホールで行われました。 大会には、蟹江中学校、蟹江北中学校が参加をしました。結果は2校とも金賞をいただきま したが、蟹江中学校は惜しくも代表には選ばれませんでした。しかし、2校とも生徒たちは 精いっぱいの演技を披露することができたと思います。なお、蟹江北中学校は愛知県の代表 として東海大会に出場します。東海大会は、10月14日土曜日、場所は日本ガイシホール、同 じ場所でありますが行われます。生徒たちがしっかり頑張るよう声援を送りたいと思います。 以上、ご報告をさせていただきます。

○議長 奥田信宏君

これで行政報告を終わります。

ただいまの出席議員は14名です。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

○議長 奥田信宏君

日程第1 議案第26号「表彰について」を議題といたします。

本案は、総務民生常任委員会に付託されております。

委員長より審査結果の報告を求めます。

総務民生常任委員長 佐藤茂君、ご登壇ください。

(10番議員登壇)

○総務民生常任委員長 佐藤 茂君

おはようございます。

総務民生委員に付託されましたことを発表させていただきます。

総務民生常任委員会に付託されました1案件につきまして、去る9月7日に委員会を開催 し、委員全員出席のもと審査を行いましたので、その経過と結果についてご報告させていた だきます。

最初に、議案第26号「表彰について」を議題としました。

審査に入ったところ、地域振興の事績において表彰対象者が基準年数を満たしていると、 どう判断しているかという内容の質疑がありました。

これに対して、地域振興に関する表彰対象基準年数は表彰選考内規で定められており、自 治会や町内会からご推薦書きという形で提出していただいているという内容の答弁がござい ました。

次に、寄附の関係で、蟹江町消防用設備等保全協会とはどのような団体で、寄附された軽 貨物自動車はどういったものなのかという質疑がございました。

これに対して、町内の防火対象物における消防用設備等の保全を目的に、昭和52年に設立 された任意団体である。今回の寄附は設立40周年の記念事業としてダイハツのアトレーを町 に寄附していただき、消防署が使用させていただくという内容の答弁がございました。

次に、表彰対象者の税の滞納者はないのかという質疑がございました。

これに対して、議会に上程する前に表彰審査委員会を開催し、税の関係を含めて確認をしているという内容の答弁がございました。

次に、地域振興の関係で、自治会役員を務める基準年数というのは積算でいいのか、また、 この制度はどのようにして周知しているのかという質疑がございました。

これに対して、基準年数は積み上げ式である。表彰の制度については嘱託員会議等を通じて随時説明をしているという内容の答弁がございました。

次に、職員の表彰に関して、勤続25年以上であるが他の年数もあるのか。また、表彰されることで職員のモチベーションは上がっているのかという質疑がありました。

これに対して、勤続25年以上のみである。勤続25年となると組織の屋台骨を支える職員となっており、表彰を境にモチベーションは上がっているものと認識しているという内容の答弁がございました。

他に若干の質疑がありましたが、質疑を打ち切り討論を求めたところ、討論もなく、議案 第26号は全員賛成で可決すべきものと決しました。

以上、報告にかえさせていただきます。

(10番議員降壇)

○議長 奥田信宏君

以上で委員長報告を終わります。

これより委員長報告に対する質疑、討論、採決を行います。

日程第1 議案第26号「表彰について」の委員長報告に対する質疑に入ります。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

(発言する声なし)

討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第26号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第26号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長 奥田信宏君

日程第2 議案第29号「平成29年度蟹江町一般会計補正予算(第2号)」を議題といたします。

本案は精読となっておりましたので、直ちに質疑に入ります。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(発言する声なし)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第29号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

○議長 奥田信宏君

日程第3 議案第30号「平成29年度蟹江町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)」 を議題といたします。

本案は精読になっておりましたので、直ちに質疑に入ります。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。 これより討論に入ります。

(発言する声なし)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第30号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

○議長 奥田信宏君

日程第4 議案第31号「平成29年度蟹江町介護保険管理特別会計補正予算(第1号)」を 議題といたします。

本案は精読になっておりましたので、直ちに質疑に入ります。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

(発言する声なし)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第31号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

○議長 奥田信宏君

日程第5 議案第32号「平成29年度蟹江町コミュニティ・プラント事業特別会計補正予算 (第1号)」を議題といたします。

本案は精読となっておりましたので、直ちに質疑に入ります。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

(発言する声なし)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第32号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

○議長 奥田信宏君

日程第6 議案第33号「平成29年度蟹江町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算(第1号)」を議題といたします。

本案は精読となっておりましたので、直ちに質疑に入ります。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(発言する声なし)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第33号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

○議長 奥田信宏君

日程第7 議案第34号「平成29年度蟹江町水道事業会計補正予算(第1号)」を議題といたします。

本案は精読となっておりましたので、直ちに質疑に入ります。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(発言する声なし)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第34号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

○議長 奥田信宏君

日程第8 議案第35号「平成29年度蟹江町下水道事業会計補正予算(第1号)」を議題といたします。

本案は精読となっておりましたので、直ちに質疑に入ります。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(発言する声なし)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第35号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

○議長 奥田信宏君

日程第9 認定第1号「平成28年度蟹江町一般会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

本案は、去る9月19日に質疑が終わっておりますので、直ちに討論に入ります。

○2番 板倉浩幸君

2番 日本共産党 板倉浩幸です。

平成28年度蟹江町一般会計決算に反対する立場で討論をさせていただきます。

国は、大企業と富裕層への優遇税制の拡大と社会保障制度の改悪、切り捨てを推進し、一層格差社会が拡大しております。この格差と貧困の解消のためには税金の集め方、使い方を変えさせなければなりません。中でも社会保障や子育てによる住民の命と暮らしへの支援が求められています。これが本来の国の役割であります。

しかし、蟹江町はこのような国の悪政から町民を守る防波堤の役割を果たすべきでありますが、それが政府に従って町民を苦しめていることであると思います。国の施策だから仕方がないではなく、住民の暮らしをいかに応援するかであります。

決算審査でもお伺いしたように格差と貧困が拡大する中、徴収率を上げるために払いたくても払えない税の滞納者の徴収強化が行われております。延滞金は徴収強化で毎年減ってはいますが、それでも一般会計で約2,500万円あり、悪質な滞納者は別としても、税の滞納世帯の解決は住民の実情をよくつかみ、相談に乗るとともに、納税の緩和措置の適用を初め、分納、減免などで対応が不十分だと考えます。

また、国の事業ではありますが、社会保障・税番号制度整備事業のマイナンバー制度も国民にとって公平・公正な社会の実現だとは思えません。

ごみ処理計画で、特にリサイクルによる資源の再利用が進んでおらず、お散歩バス事業についての事業は評価するが、バス自体、高齢者や車椅子の方が乗車しやすいバスではないと

考えます。また、就学援助の改善、貧困対策である学習支援、食の支援も必要であり、これらの点だけでも町民の暮らしの応援になっていないと判断し、住民の命と暮らしへの支援を強く要望しまして、一般会計の歳入歳出決算に反対をいたします。

○議長 奥田信宏君

次に、原案に賛成者の発言を許します。

○5番 水野智見君

5番 新風 水野智見です。

私は、「平成28年度蟹江町一般会計歳入歳出決算認定について」、賛成の立場から討論申 し上げます。

初めに、平成28年度の一般会計歳入については、昨年に引き続き地方交付税及び県支出金などが減収したものの、国庫支出金及び自動車取得税交付金などが増収した。

また、歳入決算額の5割強を占め、町の自主財源の根幹をなしている町税については、調 定額の微増もあるが収入未済額の減少と職員による滞納対策の成果などもあり、前年度と比 較して増加している。

しかし、全体としては対前年度比1.6%減となり、総額103億4,000万円余りを決算することとなった。

次に、歳出については、主なものとしまして、子ども医療費、児童手当、3歳未満児保育園受け入れ拡大事業、小学校施設整備事業、高規格救急自動車整備事業及び須成祭ユネスコ無形文化遺産登録関連事業などであり、平成27年度からの繰り越し事業である年金生活者等支援臨時福祉給付金(低所得高齢者)給付事業などについても完遂している。

特に、3歳未満児保育園受け入れ拡大事業については、新たに保育園の整備を行った法人への補助を行い、乳児の受け皿を拡大することで子育て支援の充実に努めた。

小学校施設整備事業においては、小学校3校の普通教室への空調設備設置を行い、児童の教育環境の向上に努めた。残りの2校についても、平成29年度への繰り越し事業として実施される予定であり、今後のさらなる充実を期待したい。

次に、高規格救急自動車や消防ポンプ自動車の更新による消防体制の強化により、町の安全と安心を高めることとなった。

また、須成祭ユネスコ無形文化遺産登録関連事業については、昨年1月のユネスコ無形文 化遺産登録の決定に歓喜し、蟹江町の祭りが世界に知られることとなった。これが今後、町 の活性化に寄与することを期待したい。

繰り越し事業である年金生活者等支援臨時福祉給付金(低所得高齢者)給付事業では、賃金引き上げの恩恵が及びにくい低年金受給者への支援により、平成28年度前半の個人消費の下支えにつながった。

以上により、歳入の増収もあり、対前年度比1.0%減の総額99億7,000万円余りを決算する

こととなり、所期の目的は達成されていると考える。

以上により、認定第1号「平成28年度蟹江町一般会計歳入歳出決算認定について」の賛成 討論とします。

○議長 奥田信宏君

他に討論はありませんか。

(発言する声なし)

他に討論がないようですので、以上で討論を終結いたします。

これより起立によって採決をいたします。

認定第1号「平成28年度蟹江町一般会計歳入歳出決算認定について」は、原案のとおり認定することに替成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。したがって、認定第1号は原案のとおり認定されました。

○議長 奥田信宏君

日程第10 認定第2号「平成28年度蟹江町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

本案は、去る9月19日に質疑が終わっておりますので、直ちに討論に入ります。

○2番 板倉浩幸君

2番 日本共産党 板倉浩幸です。

平成28年度蟹江町国民健康保険事業特別会計決算に反対する立場で討論させていただきます。

町税よりも国保税の滞納状況を見ても、高い国民健康保険税の負担が町民の暮らしに重くのしかかっていることは明らかであります。特に、所得が低い被保険者が重く、また、県内でも2番目に税率の高い試算割で固定資産を納めて、国保税にも試算割で課税される二重課税であります。社会保険などでは、扶養家族がふえても保険料はふえないが、国保では生まれたばかりの赤ちゃんにも均等割がかかる国民健康保険であります。国民皆保険制度として生活を脅かすような保険税を徴収してはなりません。所得の低い階層が多く加入する国保制度と対し、国の支出金をもとに戻すように要望し、また、一般会計からの繰り入れを増額し、独自減免制度の拡充を行い、国保税の引き下げを考えるべきと考えます。

よって、平成28年度国民健康保険事業決算には反対をさせていただきます。

○議長 奥田信宏君

次に、原案に賛成者の発言を許します。

○4番 石原裕介君

4番 石原裕介です。

賛成の立場から討論申し上げます。

国民健康保険事業特別会計について、歳入においては、保険税収入が前年比と比べ約6,000万円減の8億3,000万円となりました。

一方、歳出においては、保険給付費総額が約170万円増の約24億100万円になっています。 これは、被保険者数が減少しているにもかかわらず、医療費は高どまりの状況であること を示しています。

国民健康保険制度は、住民の健康の保持増進に貢献するものであります。今後とも、給付 と負担の公平を図るとともに、収納率の向上に一層努力されるよう要望し、本案に賛成いた します。

○議長 奥田信宏君

他に討論がないようですので、以上で討論を終結いたします。

これより起立によって採決いたします。

認定第2号「平成28年度蟹江町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について」は、 原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(替成者起立)

起立多数です。したがって、認定第2号は原案のとおり認定されました。

○議長 奥田信宏君

日程第11 認定第3号「平成28年度蟹江町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について」 を議題といたします。

本案は、去る9月19日に質疑が終わっておりますので、直ちに討論に入ります。

(発言する声なし)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより認定第3号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、認定第3号は原案のとおり認定をされました。

○議長 奥田信宏君

日程第12 認定第4号「平成28年度蟹江町介護保険管理特別会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。

本案は、去る9月19日に質疑が終わっておりますので、直ちに討論に入ります。

○2番 板倉浩幸君

2番 日本共産党 板倉です。

平成28年度蟹江町介護保険管理特別会計決算に反対する立場で討論します。

介護保険制度では、全ての40歳以上の方から介護保険料が徴収されます。65歳以上の方は

家族の所得によってですが、低年金の被保険者の方は年金が1カ月1万5,000円以上あれば、本人が受け取る前に天引きをされてきます。高齢者の家庭を直撃し、生活を圧迫する介護保険料、いざサービスを受けようと思うとサービスを受けられないと、高くて利用料を払えない保険あって介護なしの状況があります。29年度からは総合事業も始まっており、給付費抑制目的のサービス低下につながる危険性も考えられます。本来、予防施策は一般財源の予防施策として行うべきで、介護保険特別会計に予防を含めた高齢者施策を何でも入れ込んでしまうことが、保険料の値上げにはね返ってくることであります。そして、その結果、高齢者の重い負担になってきます。

介護保険外の高齢者施策を充実をさせ、介護給付を抑えていくことが重要であり、介護保 険の利用料の減免を充実させてくことが必要と考えますので、介護保険特別会計決算に反対 をさせていただきます。

○議長 奥田信宏君

次に、原案に賛成者の発言を許します。

○14番 髙阪康彦君

14番 新風の髙阪康彦です。

私は、賛成の立場から討論を申し上げます。

歳入の介護保険料は前年と比べ約1,700万円、約9.7%の増額になりました。これは、被保険者数の増加によるものです。しかし、提供するサービス量や保険給付費、また、被保険者数も増加の一途であり、歳出の保険給付費が前年度比プラス3.5%の増でございます。約6,800万円増の約20億4,800万円でした。

ますます進む高齢社会の中で、今後も引き続き、家族等を含め、適切な支援、健全な制度運営を行っていただくことをお願いをいたしまして、賛成をいたします。

○議長 奥田信宏君

他に討論がないようですので、以上で討論を終結をたします。

これより起立によって採決いたします。

認定第4号「平成28年度蟹江町介護保険管理特別会計歳入歳出決算認定について」は、原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。したがって、認定第4号は原案のとおり認定されました。

○議長 奥田信宏君

日程第13 認定第5号「平成28年度蟹江町コミュニティ・プラント事業特別会計歳入歳出 決算認定について」を議題といたします。

本案は、去る9月19日に質疑が終わっておりますので、直ちに討論に入ります。

(発言する声なし)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより認定第5号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、認定第5号は原案のとおり認定されました。

○議長 奥田信宏君

日程第14 認定第6号「平成28年度蟹江町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について」を議題とします。

本案は、去る9月19日に質疑が終わっておりますので、直ちに討論に入ります。

○2番 板倉浩幸君

少し討論の前に発言の許可をお願いしたいんですけれども、よろしいでしょうか。

- ○議長 奥田信宏君 だめです。
- ○2番 板倉浩幸君はい。
- ○議長 奥田信宏君 討論はないですね。
- ○2番 板倉浩幸君はい。
- ○議長 奥田信宏君

討論がないようですので、討論を終結します。

これより認定第6号を採決します。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、認定第6号は原案のとおり認定されました。

○議長 奥田信宏君

日程第15 認定第7号「平成28年度蟹江町後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算認定について」を議題とします。

本案は、去る9月19日に質疑が終わっておりますので、直ちに討論に入ります。

○2番 板倉浩幸君

2番 日本共産党 板倉です。

私は、平成28年度後期高齢者医療保険事業特別会計決算に反対する立場で討論いたします。

75歳以上の高齢者を後期高齢者ということでやっていく差別的な制度として、我が党も以前から言ってきたとおり、私も同じ考えであります。問題だらけの差別的制度は速やかに廃止をし、以前の老人保健制度に戻すべきだと考えます。

その考え方には変わりはございませんので、反対をさせていただきます。

○議長 奥田信宏君

次に、原案に賛成者の発言を許します。

○5番 水野智見君

5番 新風 水野智見です。

後期高齢者医療保険事業特別会計については、歳入では保険料の伸びが対前年度比プラス 11.0%で、前年と比べ約3,400万円増となりました。これは、被保険者数の増加によるもの です。

一方で、歳出の療養給付負担金は、前年対比プラス5.1%の約1,500万円増加し、約3億2,500万円となっています。療養給付費は、高齢者増に伴い今後もふえるものと思いますので、高齢者が適切な医療を受けられるよう広域連合と連携し、健全な運営を行っていただくことをお願いし、賛成いたします。

○議長 奥田信宏君

他に討論がないようですので、以上で討論を終結します。

これより起立によって採決いたします。

認定第7号「平成28年度蟹江町後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算認定について」は、原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。したがって、認定第7号は原案のとおり認定されました。

○議長 奥田信宏君

日程第16 認定第8号「平成28年度蟹江町水道事業会計利益の処分及び決算認定について」 を議題といたします。

本案は、去る9月19日に質疑が終わっておりますので、直ちに討論に入ります。

○2番 板倉浩幸君

2番 日本共産党 板倉浩幸です。

平成28年度蟹江町水道事業決算に反対する立場で討論させていただきます。

水道料金については、住民の要求が多い水道料金の使用料の引き下げであります。全て独立採算制で運営することが基本であり、経営努力をし、時代に沿った料金体系をなるべく努力をするとして徴収した水道使用量で本決算も約5,800万円の純利益を上げ、利益剰余金、いわゆる内部留保で10億円を超える額のため込みをしております。時代に沿った料金体系に努力するならば格差社会である今、貧困対策として毎年ふやしているこの内部留保を使って、

水道使用料に還元すべきだと考えますので、水道事業特別会計利益の処分及び決算に反対を させていただきます。

○議長 奥田信宏君

次に、原案に賛成者の発言を許します。

○4番 石原裕介君

4番 石原裕介です。

私は賛成の立場から討論申し上げます。

平成28年度の水道事業におかれましては、建設改良事業では配水管布設工事及び幹線配水管の耐震化並びに老朽管布設工事が施行され、安心・安全な水道水の安定供給が図られました。 収益的収支では、水道事業収益 7 億6,010万8,000円で、水道事業費用 6 億9,367万3,000円で、経常収支としては6,643万4,000円純利益となった。資本的収支では 1 億4,539万3,000円の不足となり、この不足額は、過年度分損益勘定留保資金 1 億3,765万1,000円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額774万2,000円をもって補塡されている。

水道事業経営を取り巻く現状は、少子高齢化が進み厳しいものがありますが、将来にわたり持続可能で強靭な水道の構築を推進されることを要望いたしまして、本案に賛成いたします。

○議長 奥田信宏君

他に討論がないようですので、以上で討論を終結します。

これより起立によって採決いたします。

認定第8号「平成28年度蟹江町水道事業会計利益の処分及び決算認定について」は、原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。したがって、認定第8号は原案のとおり認定されました。

○議長 奥田信宏君

日程第17 発議第2号「道路整備の長期安定的な財源確保についての意見書の提出について」を議題といたします。

提案説明を求めます。

中村英子さん、ご登壇ください。

(9番議員登壇)

○9番 中村英子君

9番 中村です。

発議第2号をご提案いたしますが、意見書案をもって提案にかえさせていただきますので、 よろしくお願いします。

発議第2号「道路整備の長期安定的な財源確保についての意見書の提出について」。 上記の意見書を別紙のとおり提出する。 平成29年9月22日提出。

提出者、蟹江町議会議員、中村英子。

賛成者、同、髙阪康彦、同、水野智見、同、吉田正昭、同、松本正美、同、板倉浩幸、同、 飯田雅広でございます。

案文をお願いいたします。

道路整備の長期安定的な財源確保についての意見書(案)。

蟹江町は、名古屋市の西南部に位置し、大都市である名古屋市の近郊であることなどの地 理的特性から、名古屋都市圏の一躍を担い発展してきた。

一方で、国内最大の海抜ゼロメートル以下の地帯に位置していることから、伊勢湾台風や 豪雨による河川氾濫など幾度となく大水害に見舞われてきた。

蟹江町の地域づくりにおいては、切迫する南海トラフ地震・津波や激甚化する豪雨による 災害などに対する防災・減災対策、急速に高齢化が進行している社会インフラの老朽化対策 等が喫緊の課題となっている。

とりわけ、道路は地域の発展や経済・社会活動を支える最も重要な社会基盤であるととも に、災害に対する住民の安全・安心の確保、また、災害時には避難や救援活動、復旧、復興 に欠かせない施設であるため、今まで以上に計画的かつ着実に道路整備を進める必要がある。

これまで、道路事業は「道路整備事業に係る国の税制上の特別措置に関する法律」(以下「道路財特法」という。)の規定により、平成29年度までの時限措置として補助率等が嵩上げされてきたが、道路財特法による嵩上げ措置の廃止は、道路事業費の縮減や地方財政負担の増加をもたらすことになり、道路整備の発展の一層の遅延を招き、その影響は深刻かつ重大なものとなる。

よって、国におかれては、来年度以降も迅速かつ着実な道路整備により、地域の発展と安全・安心を確保するため、下記事項について特段の措置を講じられるよう強く要望する。

記

- 1 地方が真に必要とする道路整備を推進するために必要な予算を確保するとともに、補助事業による支援対象を拡充すること。
 - 2 道路財特法の補助率等の嵩上げ措置について、平成30年度以降も継続すること。以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成29年9月22日。

愛知県海部郡蟹江町議会。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、国土交通大臣。以上、ご提案申し上げます。

(9番議員降壇)

○議長 奥田信宏君

提案説明が終わったので、これより質疑に入ります。

(発言する声なし)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(発言する声なし)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより発議第2号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、発議第2号は原案のとおり可決されました。

○議長 奥田信宏君

日程第18 「閉会中の所管事務調査及び審査について」を議題といたします。

各常任委員長及び議会運営委員長から、会議規則第75条の規定により閉会中の所管事務調 香及び所管事務審査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の所管事務調査及び所管事務審査に付することに ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の所管事務 調査及び所管事務審査に付することに決定をいたしました。

○議長 奥田信宏君

これで、本定例会の会議に付議されました事件は全て議了いたしました。

これをもって本日の会議を閉じます。

以上で、平成29年第3回蟹江町議会定例会を閉会といたします。

(午前9時45分)

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためにここに署名する。

蟹江町議会議長 奥田信宏

14番 議 員 髙 阪 康 彦

1番 議員 松本正美